

大滝上駐車場周辺における交通誘導業務等委託 入札実施要項

本実施要項は、箕面市観光協会（以下「発注者」という。）が実施する大滝上駐車場周辺における交通誘導業務等委託に係る受託事業者を、公平かつ公正な競争により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

- (1) 件名
大滝上駐車場周辺における交通誘導業務等委託
 - (2) 業務内容
別添「仕様書」に定める業務一式とする。
 - (3) 受託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）とする。ただし、契約の締結は「10. 契約の締結」（4）の定めに従い、単年度ごとに行うものとする。
 - (4) 履行場所
仕様書に定める場所とする。
-

2. 入札方式

本業務委託は、**一般競争入札（総価方式）**により受託候補者を選定する。

3. 入札予定価格

本業務の予定価格は、単年度で**金23,027,000円**（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。 ※本業務は契約期間全体（5年間）に係る総額を入札の対象とする。5年間の総額を入札書（別紙様式5）に記入すること。

4. 入札参加資格

入札に参加できる者（以下、「入札者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に該当しないこと。
- （２）警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けていること。大阪府公安委員会の管轄区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第 9 条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。また、同法第 40 条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。
- （３）過去 3 年以内に、箕面市内において同種又は類似する業務（駐車場周辺の交通誘導等）の実績を有すること。
- （４）本業務を安定的かつ継続的に履行できる体制を有していること。
- （５）本入札の公告日から落札決定までの間において、国又は地方公共団体による指名停止措置の期間がない者であること。
- （６）営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること。
- （７）法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を納付していること。
- （８）金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （９）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 199 条又は第 200 条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （10）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

5. 入札参加申込

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

- 入札参加資格確認書（別紙様式1）
- 誓約書（別紙様式2）
- 会社概要（自由様式）
- 業務実績一覧（別紙様式3）
- 警備業認定証の写し
- その他発注者が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和8年1月28日（水）正午必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着）とする。

(4) 提出先

〒562-0001 箕面市箕面 1-1-1（箕面 交通・観光案内所）

箕面市観光協会 担当；天野 智文

Tel；072-723-1885 Email；machi@minoh.net

6. 入札実施要項、仕様書等に関する質問

(1) 質問方法

書面（電子メール可）により提出すること。（別紙様式4）

(2) 質問の提出期限

令和8年1月19日（月）17時まで

(3) 提出先 5.（4）と同じ

(4) 回答方法

質問に対する回答は、箕面市観光協会のホームページでの公表をもって回答とする。

7. 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類
入札書、単年度の内訳明細（別紙様式6）
 - (2) 入札書の提出日時
令和8年1月30日（金）14時まで
 - (3) 入札書の提出場所
箕面市観光協会会議室 箕面市箕面 1-4-3
 - (4) 入札書の提出方法
所定の入札書（別紙様式5）により、封書で提出すること。
 - (5) 入札書に記載する金額
契約期間全体（5年間）に係る総額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札書に記載すること。単年度の内訳明細（別紙様式6）も合わせて記載提出のこと。
 - (6) 入札者が代理人をして入札する場合は、委任状（別紙様式7）を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。
 - (7) 入札者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
-

8. 開札及び落札者の決定方法

- (1) 入札書の開札日時
令和8年1月30日（金）14時
- (2) 入札書の開札場所
箕面市観光協会会議室 箕面市箕面 1-4-3
- (3) 入札者立ち会いのもと開札を行う。再度の入札は、初度の入札の開札時から立ち会いを行った者のみで実施するものとし、立ち会いのなかった入札者は再度の入札を棄権したものと見なす。再度の入札は、1回を限度とする。再度の入札を行う場合、入札書は当日配布するので、その場で記載・押印すること。

- (4) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 同額の最低価格の入札者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。
-

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
 - (3) 入札金額を改ざん又は訂正した入札
 - (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
 - (5) 本入札について、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (6) 本入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
 - (7) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
 - (8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (9) 委任状の提出のない代理人のした入札
 - (10) 本実施要項に定める入札方法によらない入札
 - (11) 提出書類に虚偽の記載をした者による入札
 - (12) その他、入札の条件に違反した入札
-

10. 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が指定する期日までに契約を締結しなければならない。

- (2) 契約内容は、入札実施要項、仕様書に基づくものとする。
- (3) 本業務は、箕面市補助金を財源として実施するため、当該補助金に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約内容の変更又は解除を行うことがある。
- (4) 本入札は5年間の受託候補者を決定するためのものであるが、契約の締結は各年度の予算の成立を前提として、単年度ごとに更新・締結するものとする。

1 1. 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

1 2. その他

- (1) 入札に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、一切返却しない。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 本要項に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。
- (6) 本業務の契約時に箕面市観光協会の特別会員であること。 以上